

1) 議題案名：

無償資金協力事業における環境社会配慮のあり方

2) 議題の背景：

現在、ODA のうち、円借款や JICA の行う開発調査・技術協力プロジェクト及び無償資金協力の事前調査について、それぞれ「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（2002 年 4 月）、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004 年 4 月）が適用され、各機関に専門の環境社会配慮部門が置かれている。一方無償資金協力については、事前調査段階で上記 JICA ガイドラインが適用されるものの、案件の審査及び実施段階においては、「無償資金協力審査ガイドライン」（2006 年 4 月）が簡単な規定を置いているのみであり、審査を担当する外務省には環境社会配慮に関する専属の組織はなく、情報公開や異議申立て手続などは整備されていない。

しかしながら、無償資金協力においても、重大な環境社会影響を与えるインフラ事業に対する支援が行われている。例えば、カンボジアの国道 1 号線改修事業¹においては、最低でも 1800 世帯以上の住民移転が見込まれているが、住民移転計画は公表されず、市場価格に基づかない不十分な補償のまま移転が強行されるなど、多くの社会影響を引き起こしている（詳しくは別紙資料を参照されたい）。住民移転について、無償資金協力の実施段階において現地政府及び外務省がどのような責任を有するかは、上記審査ガイドラインからは明らかでない。

一方、2008 年 10 月には新 JICA が設立され、無償資金協力の実施責任は新 JICA に移ることが予定されている。環境ガイドラインについても、体系の一本化が予定されている。この動きを踏まえ、新 JICA・外務省による無償資金協力事業の環境社会配慮のあり方について議論したい。

3) 議題に関わる問題点（議題にあげたい理由）：

無償資金協力事業における環境社会配慮の向上

4) 外務省への事前質問（論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など）：

○カンボジア国道 1 号線改修事業について

- ・ 現在実施されている住民移転の基礎となる住民移転計画は、影響住民やカンボジアの NGO に対して公開されていない。住民移転計画の最終版は存在するのか。なぜ公開されないのか。公開に向けて日本政府はいかなる働きかけをカンボジア政府に対して行っているのか。
- ・ 再取得価格に基づく再補償の補償単価は決定しているのか。補償単価の決定プロセスにおいて影響住民や市民が参加する機会はないのか。再補償はいつ行われるのか。
- ・ 国道 1 号線沿道以外の場所に移転地が設けられている理由は何か。
- ・ 住民の収入機会・生産手段回復に対していかなる支援策が検討されているのか。
- ・ 苦情処理委員会が機能していない事実について、日本政府としていかなる対応をしているのか。

○新 JICA のもとで行われる無償資金協力事業の環境社会配慮について

¹ JICA ガイドライン施行前の案件のため、可能な限りガイドラインに準拠することとされている。

- ・ 新 JICA 設立後に実施される無償資金協力事業について、新 JICA 実施分および外務省の直接実施分の新しい業務フローを教えていただきたい。
- ・ 新 JICA が行う無償資金協力事業に関する審査結果は、どのように政府の決定に反映されるのか。
- ・ 無償資金協力事業について、現在 JBIC と借入人が締結している融資契約に類似する法的合意が、新 JICA と実施者の間で締結されるのか。締結されない場合、事業実施中の新 JICA による監督業務はどのように行われるのか。

5) 議題に関わる論点（定期協議会の場で主張したいことや、外務省に確認しておきたいと現段階で考える点）：

以下の点について、外務省のお考えをお聞かせいただきたい。

1. カンボジア国道 1 号線事業の住民移転について、すでに第 1 期・第 2 期において多数の問題が指摘されている。日本政府は、これらの問題が解決されるまで、第 3 期の交換公文を締結すべきでない。また、再取得価格に基づく再補償が行われるまで、第 2 期区間の道路拡幅工事を延期すべきである。
2. 新 JICA は、無償資金協力の本体事業の審査・意思決定・実施についても、現 JBIC 環境ガイドラインと同様の環境ガイドラインを策定・適用すべきである。
3. 上記の新 JICA ガイドラインは、最低限、以下の内容を含むべきである。
 - ・ 事業の環境社会影響の重大性に応じたスクリーニング手続
 - ・ 意思決定 120 日前までに事業の環境社会影響に関する重要な文書を公開
 - ・ 適切な環境社会配慮実施に必要な条件の贈与契約への盛り込み
 - ・ モニタリングに関する報告書の公開
 - ・ 事業において実施者が確保すべき環境社会影響に関する基準
 - ・ ガイドライン遵守と被害住民の問題解決を目的とする異議申立手続きの設置
4. 新 JICA ガイドラインの実効性を担保するために、新 JICA が行う環境社会配慮審査の結果が外務省の意思決定に反映されるべきである。
5. 無償資金協力事業中、外務省直接実施分についても、環境や社会への影響を与える事業については、新 JICA による適切な審査がなされる体制を整備すべきである。

議題提案団体：

（特活）メコン・ウォッチ

以上